

埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、国民健康保険組合被保険者の特定健康診査及び特定保健指導を支援するため、埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び交付額基準の算定方法等)

- 第2条 交付の対象及び交付額の算定方法等は、別紙のとおりとする。
- 2 交付額は、前項により算出した交付額に基づき予算の範囲内において知事が定める額とする。

(申請手続)

- 第3条 国民健康保険組合は交付申請を行う場合においては、様式第1号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。
- なお、補助金規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知)

- 第4条 知事は国民健康保険組合に対し、様式第2号により交付決定の通知をするものとする。

(補助金の概算交付)

- 第5条 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算交付をすることができる。

(変更申請手続)

- 第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、様式第1号により別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付決定通知)

- 第7条 変更交付決定を行う場合は、知事は国民健康保険組合に対し、様式第2号により変更交付決定の通知をするものとする。

(状況報告)

- 第8条 国民健康保険組合は、知事の要求があった場合には、対象事業の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 国民健康保険組合は、様式第3号により、交付決定を受けた補助金に係る実績報告書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(確定通知)

第10条 知事は国民健康保険組合に対し、様式第4号により交付額確定の通知をするものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第12条 国民健康保険組合は、対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び書類は、補助金の額の確定日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等規則第19条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(財産処分制限の緩和期間)

第13条 補助金等規則第19条ただし書きに規定する知事の定める期間は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)を準用する。

(処分制限財産の指定)

第14条 補助金等規則第19条第2号に定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

別紙

1 交付の対象

この補助金は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年度厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）により国民健康保険組合が行う特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を交付の対象とする。

2 交付額の算定方法

この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分毎に、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 交付条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 次の場合は、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

ア 事業の変更（軽微な変更を除く。）をする場合

イ 事業を中止又は廃止する場合

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合

エ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合

オ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除額が確定した場合

カ 次の表の第1欄に掲げる区分の間で事業に要する経費の配分の変更をする場合

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等規則第19条第2項の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この負担金の公布の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費								
特定健康 診査	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="359 504 911 922"> <thead> <tr> <th>実施方法</th> <th>基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診項目のみ実施</td> <td>円 1,668</td> </tr> <tr> <td>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td>1,755</td> </tr> </tbody> </table> <p><人間ドック></p> <table border="1" data-bbox="359 1182 911 1326"> <tbody> <tr> <td>特定健康診査の内容を満たす人間ドック</td> <td>円 2,571</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 特定健康診査の内容を満たす人間ドックについては、上記人間ドックに計上すること。 (人間ドックに計上した場合は他の健診項目の実施には計上しない)</p>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ実施	円 1,668	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,755	特定健康診査の内容を満たす人間ドック	円 2,571	<p>特定健康診査（特定健康診査の要件を満たす人間ドック等を含む。）の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金</p>
実施方法	基準単価 (注)									
基本的な健診項目のみ実施	円 1,668									
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,755									
特定健康診査の内容を満たす人間ドック	円 2,571									

<p>特定保健指導</p>	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績（3ヶ月以上経過後）評価まで全て実施する場合</p> <p>次に定める実施方法別に、基準単価を実施人員に乗じた額</p> <p>ア 動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する支援)</p> <p style="text-align: right;">1,970円</p> <p>イ 積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する支援)</p> <p style="text-align: right;">5,860円</p> <p>(2) (1) 以外の場合（特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。）</p> <p>実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。</p>	<p>特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>
---------------	--	---

ア 動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する支援）

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 1,580
初回面接終了後から 実績評価の終了まで (実績評価)	390

イ 積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する支援）

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 2,340
継続的支援の開始から 実績評価の終了まで (実績評価)	3,510

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

※ 動機付け支援には、積極的支援対象者のうち「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（平成25年厚生労働省告示第91号）第2の1（2）アに定めるところにより、動機付け支援相当（初回面接と実績評価の間の必要に応じた支援が180ポイント未満の場合）の支援を行った者を含む。

（注） 基準単価は、実施にあたって必要な経費から自己負担（3割）を除いた額をもとに設定している。